



高倉クリーンセンター

Q

廃止が迫る高倉ゴミ焼却施設は

A

次期更新施設の建設を促進

滑川 光彌 議員

質問一 市有地に建つ施設の土地
使用料は年間いくらか。
二 移動市長室（高倉第二地区）
での施設の質問と回答は。
三 廃止となった場合の跡地利用
について。
四 ふろいでの運営終了時期は。
五 指定管理者との契約で中途解
約の条件は。
答弁一（市長） 高倉クリーンセ
ンターと職員駐車場で年額約89
4万円となっている。
二 稼動年限内に次期候補地を選
定し、更新施設を建設するべきと
の意見があった。これに対し、協
議書を対策協議会に提出し、期間
延長にご理解をいただいたこと。
また、更新施設は鳩山町内の建設
を前提に、建設検討委員会を立ち
上げる予定であることを市長が管

理者でもあるため回答した。
三 具体的な計画はない。
四 今後も指定管理者と創意工夫
を図り、市民の交流の場として基
本協定に基づき運営していく。
五 条例に基づく基本協定書を締
結しているが、規定に違反したと
き、市の指示に従わなかった場合
などに、指定管理者の指定を取り
消すことなどができる。
◎**その他の質問** 増加する遊休農
地の対策について

A

被保険者の側に立ち対応する

Q

市も責任がある国民年金記録

高田 克彦 議員

質問一 市民からの問い合わせの
件数とその内容は。
二 現存する紙台帳からコンピュ
ーターにデータを移行したのはい
つか。
三 保存義務がなくなり、廃棄さ
れた台帳の法令根拠は何か。
四 年金特別便の送達にあわせ相

談窓口の開設は。
五 国民年金基金の取扱いは。
答弁一（市長） 1日平均30件程
度ある。内容は、年金受給に関す
ることや手続きに関するることなど
さまざまである。
二 昭和61年から移行を開始し、
平成2年まで紙台帳と並行して管



理していた。
三 平成14年3月以前の国民年金
市町村事務処理基準第3条第2項
の規定に基づき管理していた。現
存する名簿は適正に保管し、年金
記録問題の解決に生かしていく。
四 市のホームページや広報に掲
載し、周知に努めるとともに、社
会保険事務所と連携を図っていく。
五 運営は公的な法人である各国
民年金基金が行っている。そのた
め市ではチラシを窓口においてい
る。
◎**その他の質問**
一 いじめをなくすために
二 市の財政は不健全か？